

○福井県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務の一部を副広域連合長に委任する規則

〔令和3年 3月10日〕
〔規則 第2号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務の一部を副広域連合長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第2条 広域連合長は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定による双方代理の禁止に抵触する法律行為に関する事務を副広域連合長に委任するものとする。

（副広域連合長が欠けた場合等の事務の委任）

第3条 副広域連合長に事故があるとき又は副広域連合長が欠けたときは、前条中「副広域連合長」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。